

旭医大達第12号  
令和3年2月10日

旭川医科大学財務委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学財務委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学財務委員会規程（平成27年旭医大達第73号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
第1条～第8条（略）  (削除)	第1条～第8条（略） <u>(予算部会)</u> <u>第9条 委員会に、予算案の検討及び調整等に関する事項を審議するため、予算部会を置く。</u> <u>2 予算部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</u> <u>(1) 学長</u> <u>(2) 理事（財務担当）</u> <u>(3) 副学長</u> <u>(4) 学長補佐</u> <u>(5) 事務局長</u> <u>(6) 事務局各部の長</u> <u>(7) その他学長が必要と認めた者</u> <u>3 前項第7号の委員は、学長が委嘱する。</u> <u>4 第2項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部会計課が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月10日から施行する。

【改正理由】

財務マネジメント室が設置され、予算部会の審議事項等の機能が移譲されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

5 前項の委員は再任されることができる。

6 予算部会に部会長を置き、学長をもって充てる。

(庶務)

第10条 委員会及び予算部会の庶務は、総務部会計課が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。